

第二大和の里指定短期入所生活介護事業所 重要事項説明書
(愛知県指定事業所番号 第2373900196号)

第二大和の里はご利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。
施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをご案内いたします。

目次

1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設	1
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	3
5. 提供するサービスと利用料金	3
6. サービスをやめる場合(契約の終了について)	9
7. 身元引受人等について	9
8. 苦情の受付について	10
9. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について	10
10. 〈重要事項説明書付属文書〉	12

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 薫風会 |
| (2) 法人所在地 | 愛知県稲沢市六角堂東町一丁目3番地6 |
| (3) 電話番号 | 0587-23-7700 |
| (4) 代表名氏名 | 理事長 佐藤 栄司 |
| (5) 設立年月日 | 昭和 62 年 12 月 7 日 |

2. ご利用施設

(1) 施設の種類

指定短期入所生活介護事業所

(2) 施設の目的

当事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、管理栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活が行うことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、

利用者の心身の機能の維持ならびに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減をはかる。

- (3) 施 設 の 名 称 特別養護老人ホーム 第二大和の里（短期入所生活介護）
- (4) 施設の所在地 愛知県稲沢市井堀野口町 27 番地
- (5) 電 話 番 号 0587-36-8011
- (6) 施設長氏名 伊藤 愛
- (7) 第二大和の里の運営方針

ご利用者様やご家族様の笑顔あふれるライフステージを提供するため“あたたかい心”と“おもてなしの精神”を持って心のケア・身体のケアをお手伝いします。

- (8) 開 設 年 月 日 平成 12 年 4 月 1 日
- (9) 利 用 定 員 ①空床利用型 特別養護老人ホームの定員 80 名以内
②併設型 20 名
- (10) 通常の事業実施地域 ： 稲沢市、あま市、津島市、愛西市、海部郡

3. 居室の概要

第二大和の里(多床室)では以下の居室・設備をご用意しています

居室・設備の種類	室 数	備 考
個室(1人部屋)	24室	備 考
2 人部屋	4室	
4 人部屋	12室	
合 計	40室	
食堂	1 室	
機能回復訓練室	1 室	
浴室	1 室	機械浴・特殊浴槽
医務室	1 室	

上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。

<居室の変更>

ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ実施するものいたします。

4. 職員の配置状況

第二大和の里では、ご利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

※職員配置については、指定基準を遵守しています。

令和7年4月現在〔単位：名〕

職 種	配置人数※1
1. 施設長（管理者）	1 名
2. 医師	1 名（非常勤可）
3. 介護職員	2 6 名以上
4. 看護職員	3 名以上
5. 機能訓練指導員	1 名以上
6. 生活相談員	1 名以上
7. 栄養士又は管理栄養士	1 名以上

※1 指定基準：利用定員 100 名（特養 80 名、併設ショートステイ 20 名）
 に対しての必要配置人数

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
1. 医 師（内科）	毎週火曜日 13：00～15：00
2. 介 護 職 員	標準的な時間帯における配置人員 早番：7：00～16：00 4 名 日勤：8：45～17：45 4 名 遅番：13：00～22：00 3 名 夜勤：22：00～翌7：00 4 名
3. 看 護 職 員	標準的な時間帯における配置人員 日中：8：45～17：45 2 名 遅番：10：45～19：00 1 名

5. 提供するサービスと利用料金

第二大和の里が提供するサービスについては、次の2つの場合があります。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担していただく場合

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割（～7割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 食 事

- ・第二大和の里では、管理栄養士等の立てる献立により、栄養並びにご利用者の体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

(食事時間) 朝 食： 7：30～ 9：30
昼 食：12：00～14：00
夕 食：18：00～20：00

②入 浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽又はシャワー浴槽を使用して入浴することができます。

③排 泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減衰を防止するための訓練を実施します。

⑤送迎サービス

- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう適切な整容が行われるよう援助します。

〈サービスの利用料金〉（契約書第7条参照）

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用の自己負担額と居室・食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

また、厚生労働省が定める告示等により、

令和3年4月より級地区分が6級地[単位×10.33円]となります。

【利用者負担額算出方法】

地域単価 10.33×単位数=〇〇円(1円未満切り捨て)

〇〇円-(〇〇円×負担割合÷(1円未満切り捨て))=△△円(利用者負担額)

※地域単価:10.33(稲沢市、6級地の単価)

※介護職員処遇改善加算の利用者負担額の計算も上記と同様です。

※実際の利用者負担額の算出は1ヶ月のサービス合計単位数により計算することもあります。その場合、1回ずつの計算とは端数処理で差異が発生

する場合があります。

※負担割合は1割負担の場合:0.9 ・2割負担の場合:0.8 ・3割負担の場合:0.7となります。

<基本施設サービス費(多床室)>

※R 6. 4 改正

ご利用者の 要介護度	単位	1日当たりの負担金		
		1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
要支援1	451単位/日	465円	931円	1,397円
要支援2	561単位/日	579円	1,159円	1,738円
要介護1	603単位/日	622円	1,245円	1,868円
要介護2	672単位/日	694円	1,388円	2,082円
要介護3	745単位/日	769円	1,539円	2,308円
要介護4	815単位/日	841円	1,683円	2,525円
要介護5	884単位/日	913円	1,826円	2,739円

ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。また上記基本施設サービス費のほかに、下記加算が発生した場合は自己負担額に追加されます。

1日当たりの利用料金[単位×10.33円(6級地区分)]

加算名	単位数	利用料金 (×10.33円)	自己負担額		
			1割	2割	3割
機能訓練配置加算	12単位/日	124円	12円	25円	37円
送迎加算	184単位/回	1,901円	190円	380円	570円
介護職員処遇改善加算	(Ⅱ)	13.6%			

①機能訓練指導員配置加算

機能訓練指導員により個別機能訓練計画を実施した場合

②送迎加算

利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認めら

れる利用者に対して送迎を行った場合

③介護職員処遇改善加算Ⅱ

介護サービスに従事する介護職員等の賃金改善に充てる事が目的

<居住費(滞在費)・食費の負担軽減(負担限度額認定)>

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、市町村へ申請をすることにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費(滞在費)・食費の負担が軽減される場合があります。

令和3年8月1日から基準となる額面と新たにご負担いただく金額が変わります。なお、居住費と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

(日 額)

対象者		利用者負担段階	居住費 多床室	食費
生活保護受給者		第1段階	0円	300円
世帯の全員 (世帯を分離している 配偶者を含む)が市民 税非課税	老年福祉年金の受給者			
	本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額80万円以下かつ、預貯金等の合計額が650万円(夫婦は1,650万円)以下	第2段階	430円	600円
	本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額80万円超120万円以下かつ、預貯金等の合計額が550万円(夫婦は1,550万円)以下	第3段階 ①	430円	1,000円
	本人の年金収入額+その他の合計所得金額が年額120万円超以下かつ、預貯金等の合計額が500万円(夫婦は1,500万円)以下	第3段階 ②	430円	1,300円
世帯に課税の方がいるか、本人が市民税課税		第4段階	915円	1,445円

(2)介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条関係）

以下のサービスは、ご利用料金の全額がご契約者の負担となります。

(サービスの概要とご利用料金)

① 特別行事食

月に1回（1月は2回）特別行事食を提供します。

② 喫茶利用

喫茶メニューにて飲み物を提供します。

○ご利用料金 実 費

③ 理 容

理美容師の出張による理容サービスをご利用いただけます。

○ご利用料金 実 費

④ レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただけます。

○ご利用料金 材料代等の実費をご負担いただきます。

⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用の実費をご負担いただきます。ただし、おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

(3)ご利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算しご請求します。お支払いは翌月の指定日にご指定の金融口座からの引き落としさせていただきます。

(4)利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者に出してください。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

(5)利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により下記協力医療機関において診療・入院治療を受けることができます。（但し下記医療機関での優先的な診療・入院治

療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診察・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関(内科)

医療機関の名称	医療法人州栄会 山村外科
所在地	愛知県稲沢市小池1丁目4番25号
診療科	胃腸科／外科／整形外科／脳神経外科／リハビリテーション科

②協力医療機関(精神科)

医療機関の名称	医療法人社団秋桜会吉田クリニック
所在地	愛知県稲沢市大塚南3-68
診療科	精神科／神経内科／心療内科

③協力医療機関(歯科)

医療機関の名称	吉川歯科クリニック
所在地	愛知県稲沢市井之口柿ノ木町254
診療科	一般歯科

④協力医療機関(眼科)

医療機関の名称	広島眼科
所在地	愛知県稲沢市稲島東3丁目129番地
診療科	眼科

6. サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第16条参照)

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合

- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 17 条、第 18 条参照）
 契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。
 その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。
 ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）事業者からの契約解除の申し出（契約書第 19 条参照）
 以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（３）契約の終了に伴う援助（契約書第 16 条参照）
 契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

7. 身元引受人等について

- (1)第二大和の里では、契約締結にあたり身元引受人の設定をお願いしています。
- (2)身元引受人は、本重要事項説明書及び契約書における「代理人」とし、「代理人」とは、ご家族又は縁故者もしくは成年後見人等とします。

(3)身元引受人の職務は、次の通りとします。

イ)利用契約が終了した後、大和の里に残されたご利用者の所持品（残置物）をご利用者自身が引き取れない場合のお受け取り及び当該引渡しにかかる費用のご負担

ロ)民法 458 条の 2 に定める連帯保証人

(4)前号のロにおける連帯保証人は、次の性質を有するものとします。

イ)連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。

ロ)前項の連帯保証人の負担は、極度額 1,000,000 円を限度とします。

ハ)連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。

ニ)連帯保証人の請求があったときは、事業者は、連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。

8. 苦情の受付について

(1) 第二大和の里における苦情の受付

大和の里における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔生活相談員〕 山田 由美

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：45～17：45

（電話番号） 0587-36-8011

(2) その他苦情受付機関

愛知県国民健康保険団体連合会 介護福祉室 苦情調査係

○所在地 名古屋市東区泉一丁目6番5号 国保会館

○受付時間 9：00～17：00

○電話番号 052-971-4165

稲沢市役所市民福祉部介護福祉課

○所在地 稲沢市稲府町1

○受付時間 8：30～17：00

○電話番号 0587-32-1293

愛知・名古屋ふくしネットワーク（NP0 法人あいち福祉オンブズマン）

水谷法律事務所

○所在地 名古屋市中区丸の内3-5-35 弁護士ビル1004号

○電話番号 052-963-0338

各市町村の介護保険課窓口

津島市役所 健康福祉部高齢介護課

- 所在地 愛知県津島市立込町2丁目21番地
- 受付時間 9:00～17:00
- 電話番号 0567-24-1111

愛西市役所 健康福祉部高齢介護課

- 所在地 愛知県津島市立込町2丁目21番地
- 受付時間 9:00～17:00
- 電話番号 0567-24-1111

あま市役所甚目寺庁舎 福祉部高齢福祉課

- 所在地 愛知県あま市甚目寺二判田76番地
- 受付時間 9:00～17:00
- 電話番号 052-444-1001

9. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について
実施なし

〈重要事項説明書付属文書〉

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 4階建て

(2) 建物の延べ床面積 7,669,310 m²

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています

〔介護老人福祉施設（介護老人福祉施設第二大和の里（ユニット型））〕

平成26年4月1日 愛知県指定 2373901582号 定員30名

〔短期入所生活介護〕

平成12年3月28日 愛知県指定 2373900196号

空床利用型 特別養護老人ホームの定員80名以内

併設型 20名（多床室20名）

〔通所介護〕

平成12年3月28日 愛知県指定 2373900188号 定員25名

〔訪問介護〕

平成12年3月28日 愛知県指定 2373900162号

〔居宅介護支援事業〕

平成12年3月28日 愛知県指定 2373900212号

〔認知症対応型共同生活介護〕

平成12年3月28日 稲沢市指定 2373900204号 定員8名

〔小規模多機能型居宅介護〕

平成19年7月1日 稲沢市指定 2393900010号 定員25名

(4) 施設の周辺環境

1. 「自然の恵みと心の豊かさ 人が輝く文化創造都市」の稲沢市にあって自然とうまく共存して利用しやすい施設です。

ご家族も気楽にお越しいただけますし、ボランティアの来所も多く、ご利用者とのふれあいも高まっています。

2. 近隣に協力病院があり、その他専門医の往診も受けられ、きめ細かな健康管理をしています。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

○介護職員

ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。3名のご利用者に対して1名の看護・介護職員を配置しています。

○生活相談員

ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜、生活支援を行います。

1名の生活相談員を配置しています。

○看護職員

主にご利用者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。3名以上の看護職員を配置しています。

○機能訓練指導員

ご利用者の機能訓練を担当します。

1名の機能訓練指導員を配置しています。

○介護支援専門員

ご利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

1名以上の介護支援専門員を配置しています。

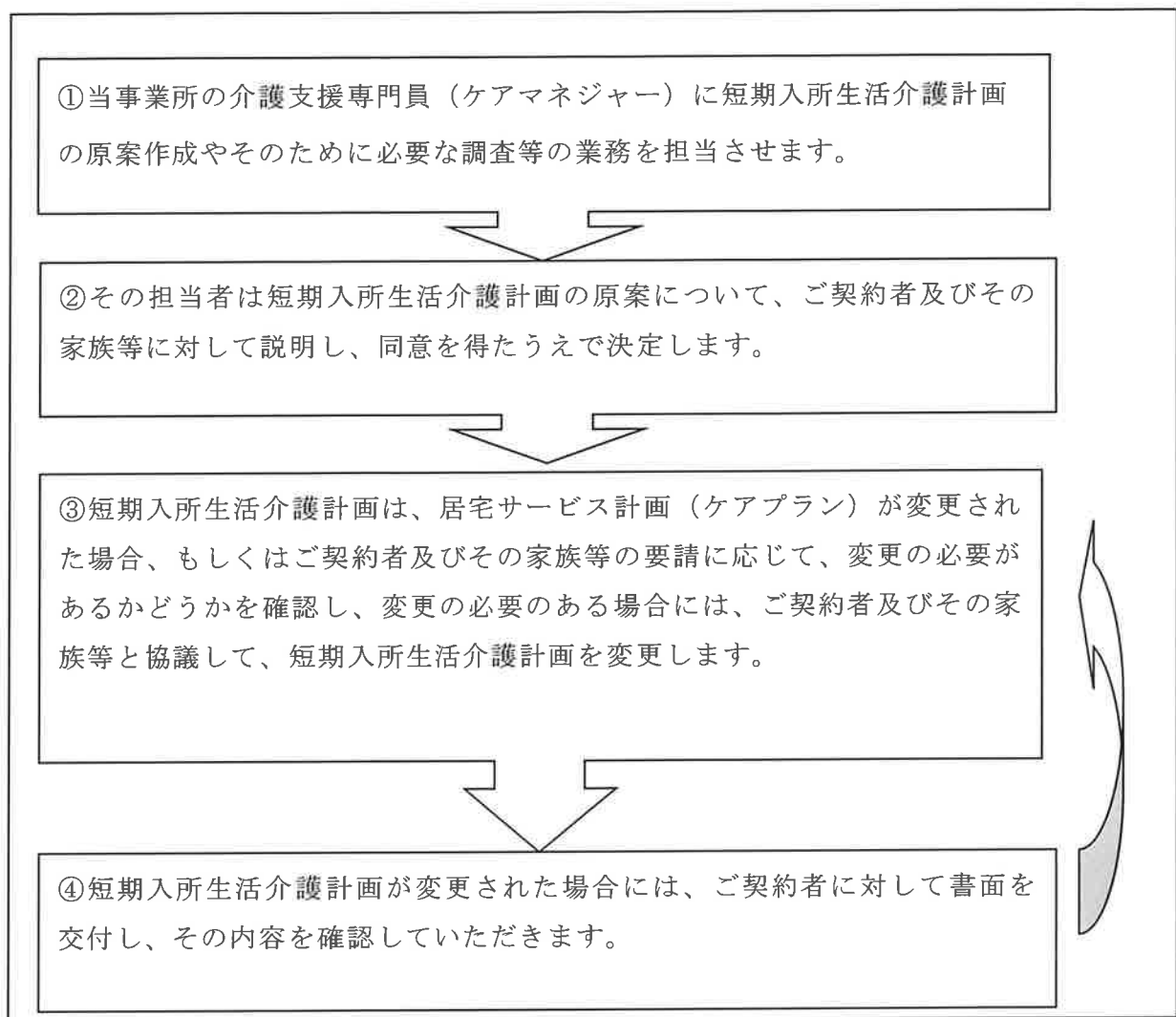
○医師

ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

2名の嘱託医を配置しています。

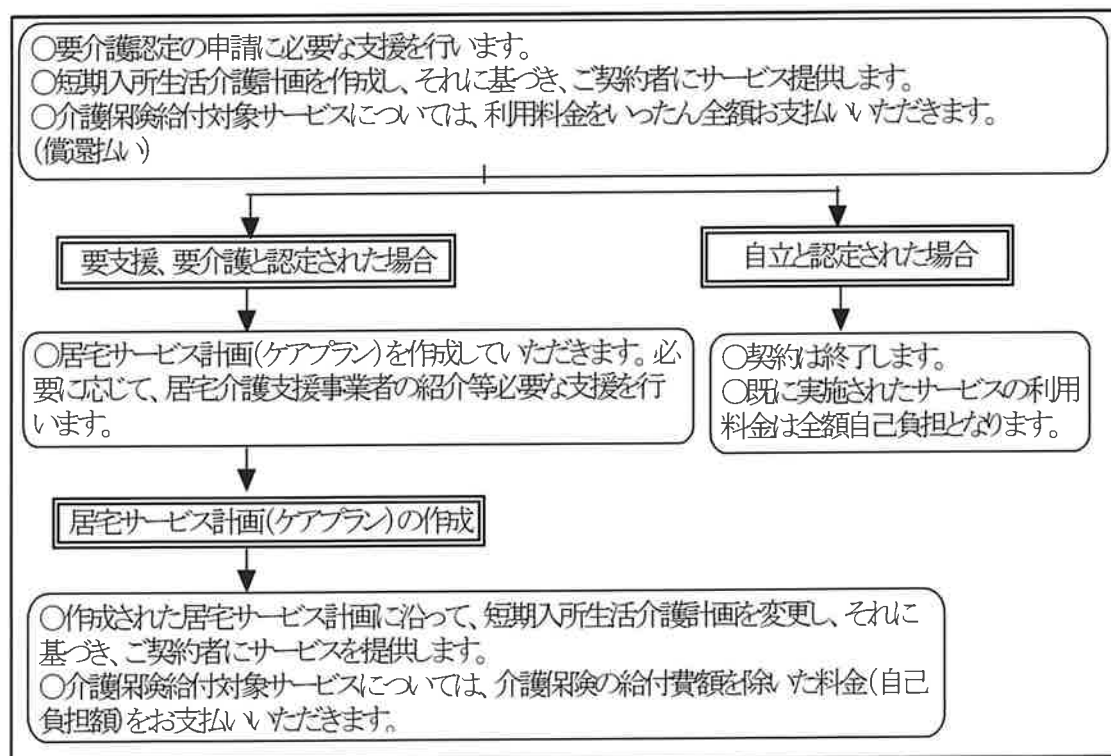
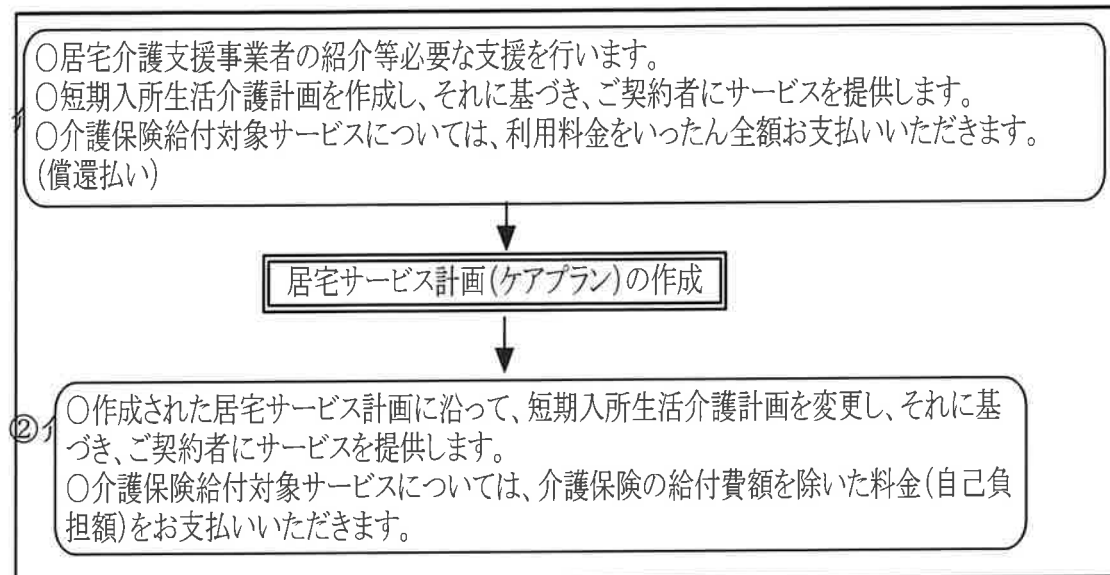
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

（1）契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）



(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画(ケアプラン)」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



4. サービス提供における第二大和の里の義務（契約書第 10 条参照）

第二大和の里は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前までに要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
またその他申請等ご利用者のご希望により代行援助を行います。
- ⑤ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5 年間保管するとともにご契約者またご利用者の求めに応じて閲覧できるようにいたします。
- ⑥ご利用に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただしご利用者または他のご利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑦第二大和の里及びサービス従事者または職員は、サービスを提供するにあたって、知り得たご利用者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏えいしません（守秘義務）ただし、ご利用者に緊急な医療上又はサービス担当者会議等において必要がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供する事があります。またご利用者の円滑な退所のための援助を行う場合にも、ご利用者に関する情報を提供する事があります。

5. 施設利用の留意事項

第二大和の里のご利用にあたって、大和の里をご利用されているご利用者の共同生活の場としての快適性・安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持ち込みの制限

ご利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

ただし、事前にご相談いただいた物品等で、管理者が認めた場合は、この限りではありません。衣類、日用品、テレビ等

以下のものは原則として持ち込むことができません。

※はさみ、針、ナイフ等、人に危害を加える恐れのある物等。

(2) 面 会

面会時間 10:00～16:00

※時間外の面会については、必ずその都度職員にお申し出ください。

※なお、来訪される場合、お餅等のどに詰まりやすい食べ物や生ものの持ち込みもご遠慮ください。

※感染症等の理由により、面会についてはテレビ会議システム等を用いることにより代える場合や実施を制限する場合があります。

(3) 食 事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合に5.(1)に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(4) 施設・整備の使用上の注意 (契約書第11条、第12条参照)

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○第二大和の里の職員や他のご利用者に対し、ハラスメントその他迷惑行為、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(5) 喫 煙

施設内での喫煙はできません。

6. 損害賠償について (契約書第13条参照)

第二大和の里において第二大和の里の責任によりご利用者に生じた損害については、第二大和の里は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められ、かつご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、第二大和の里の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. 事故発生時の対応

○第二大和の里は、ご利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

○第二大和の里は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明をいたしました。

指定介護老人福祉施設 第二大和の里

説明者氏名 生活相談員 署名： _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

契約者住所

氏 名 印

代理人住所

氏 名 印

附 則

１．この重要事項説明書は、平成１２年４月１日より施行する。

附 則

１．この重要事項説明書は、平成１６年４月１日より施行する。

附 則

１．この重要事項説明書は、平成１７年４月１日より施行する。

附 則

１．この重要事項説明書は、平成１７年１０月１日より施行する。

附 則

１．この重要事項説明書は、平成１８年４月１日より施行する。

附 則

１．この重要事項説明書は、平成２２年１月６日より施行する。

附 則

１．この重要事項説明書は、平成２３年６月１日より施行する。

附 則

１．この重要事項説明書は、平成２４年４月１日より施行する。

附 則

１．この重要事項説明書は、平成２４年５月２８日より施行する。

附 則

１．この重要事項説明書は、平成２５年１月１日より施行する。

附 則

１．この重要事項説明書は、平成２５年７月１日より施行する。

附 則

１．この重要事項説明書は、平成２５年９月１日より施行する。

附 則

１．この重要事項説明書は、平成２６年１月２１日より施行する。

附 則

１．この重要事項説明書は、平成２６年２月１０日より施行する。

附 則

１．この重要事項説明書は、平成２６年２月２５日より施行する。

附 則

１．この重要事項説明書は、平成２６年４月１日より施行する。

附 則

１．この重要事項説明書は、平成２７年２月１日より施行する。

附 則

１．この重要事項説明書は、平成２７年４月１日より施行する。

附 則

1. この重要事項説明書は、平成27年8月1日より施行する。

附 則

1. この重要事項説明書は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

1. この重要事項説明書は、平成28年6月1日より施行する。

附 則

1. この重要事項説明書は、平成28年8月1日より施行する。

附 則

1. この重要事項説明書は、平成28年10月20日より施行する。

附 則

1. この重要事項説明書は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

1. この重要事項説明書は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

1. この重要事項説明書は、平成30年8月1日より施行する。

附 則

1. この重要事項説明書は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

1. この重要事項説明書は、令和元年6月1日より施行する。

附 則

1. この重要事項説明書は、令和元年10月1日より施行する。

附 則

1. この重要事項説明書は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

1. この重要事項説明書は、令和2年7月31日より施行する。

附 則

1. この重要事項説明書は、令和3年4月1日より施行する。

附 則

1. この重要事項説明書は、令和4年1月1日より施行する。

附 則

1. この重要事項説明書は、令和4年3月1日より施行する。

附 則

1. この重要事項説明書は、令和4年4月1日より施行する。

附 則

1. この重要事項説明書は、令和4年10月1日より施行する。

附 則

1. この重要事項説明書は、令和5年4月1日より施行する。

附 則

1. この重要事項説明書は、令和6年4月1日より施行する。

附 則

1. この重要事項説明書は、令和6年6月1日より施行する。

附 則

1. この重要事項説明書は、令和6年8月1日より施行する。

附 則

1. この重要事項説明書は、令和6年9月1日より施行する。

附 則

1. この重要事項説明書は、令和7年4月1日より施行する。